１、労働保険の基礎について

【１】労働保険とは

●労働保険・・労働者の業務災害に対応する「労災保険」と、労働者の雇用・失業対策に対応した「雇用保険」を総称したもの。

【２】労働保険適用関係（ハンドブックＰ57）

●｢適用｣、「成立」・・労働保険の手続を行って、事業場として登録すること。

【３】労働保険対象労働者・賃金の範囲（ハンドブックＰ202～203、210～211）

●対象労働者・・労働者は原則加入する。

●賃金の範囲・・名称を問わず労働の対価として事業主が支払うすべてのもの。

【４】労働保険事務組合とは

●労働保険事務組合・・事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた事業主等の団体の総称。

【５】委託できる事務の範囲とメリット

●委託できる事業の規模（ハンドブックＰ55）

・金融業、保険業、不動産業、小売業　　　　　　⇒　**５０人以下**

・卸売業、サービス業　(清掃業、火葬業、と畜業、自動車・機械修理業は含まない)

⇒　**１００人以下**

・上記以外の業種　　　　　　　　　　　　　　　⇒　**３００人以下**

●委託できる事業の地域（ハンドブックＰ214）

・令和2年4月1日より全国委託が可能。

●委託できる事務の範囲

1. 概算保険料、確定保険料などの**申告**及び**納付**に関する事務。
2. 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の**提出等**に関する事務。
3. 労災保険の**特別加入の申請等**に関する事務。
4. 雇用保険の**被保険者に関する届出等**の事務。
5. その他労働保険についての申請、届出、報告に関する事務。

※雇用保険の印紙保険料に関する事務並びに労災補償についての請求及び雇用保険の保険給付に関する請求、各種雇用関係助成金の申請はできません。

●事務処理を委託するメリット

1. 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を委託することにより、手間を省くことができる。
2. 労働保険料(概算保険料)の額にかかわらず3回に分割納付できる。
3. 労災保険に加入することができない事業主や家族従業者なども、労災保険に特別加入することができる。

２、法定三帳簿、各種届出の処理について

* 1. 委託事務処理開始年月日

1. 委託日より以前の分に関して事業場が労働保険手続きを行っていなかった場合は、監督署にて遡及手続きを行い、個別で（事業場自身で）申告納付します。
2. 事務組合から事務組合への委託替えの場合は、前の事務組合の委託解除日の翌日が委託事務処理開始年月日となります。
3. 保険関係成立届の記入補足（ハンドブックＰ66）

①所在地

㋐ 都道府県名は登録されない。

㋑ 「2丁目1番36号」といった番地等は「2－1－36」と登録される。

㋒ 事務組合委託分については事業主の住所ではなく、実際の作業場を登録。

※個別の場合は、データをもとに直接郵便物を送るため事業主の住所での登録を認めています。

②名称

㋐　法人の場合は必ず法人名が登録される。店舗名のみでの登録は不可。

　　　 ○　株式会社大手前　なんば支店

×　なんば支店

㋑ 法人の場合は法人名を略さない。

○　株式会社、一般社団法人

×　(株)、(一社)

㋒　法人格を持たない団体や個人商店といった場合は、法人名のかわりに事業主名を必ず登録。

○　天満商店　天満桜子

×　天満商店

※㋒の場合、事業主が交代した場合は名称変更の手続が必要となります。

③主たる業種

同一の場所で複数の事業を営んでいた場合は、売上、労働者数、総賃金額、設備投資等を総合的に考えて、一番代表となる事業の業種番号で適用する。

ただし、同一の場所で営んでいたとしても、指揮命令系統、人事労務管理、間取り等が完全に分離し、それぞれが独立した事業として存在している場合は、それぞれ別に労働保険の適用を受ける。

**（製造と同一の場所で卸売又は小売を行う場合)**

㋐　製造して同一の場所で小売のみを行う場合

最終消費者に直接販売するためのみ製造加工を行う「製造小売」

→9801の販売業の業種を適用。

㋑　製造して同一の場所で卸売を行う場合(小売を併せて行う場合も含む)

最終消費者以外の者に販売、又は同一の企業に属する支店等に引き渡すため　　に製造加工を行う「製造卸売」

→製造業に係る業種を適用。

　㋐　　　　　　　　　　　　　㋑　　　　　　　　　　　　㋑

小　売

製　造

製　造

卸　売

小　売

製　造

卸　売

製　造

製　造

小　売

1. 帳簿等の保存期間（ハンドブックＰ183）

事務組合に関する帳簿・書類は、完結の日から次の区分による期間保存しなければいけません。

1. 労働保険関係の帳簿・書類　**3年度間**

(雇用保険被保険者関係届出事務等処理簿は**4年度間**)

1. 労災保険関係の帳簿・書類　**3年度間**
2. 雇用保険関係の帳簿・書類　**2年度間**

(被保険者に関する書類は**4年度間**)

1. 事務組合関係の帳簿・書類　**永年**

３、年度更新業務について

1. 賃金等の報告の作成（令和4年度　労働保険年度更新申告書の書き方　P8～９）

**①「労働保険番号」**

　委託事業場に付与された労働保険番号を記載する。

**②「雇用保険事業所番号」**

　委託事業場に付与された雇用保険の事業所番号を記載する。

**③④⑤「事業の名称　事業の所在地　事業主の氏名」**

　事業場の名称と所在地を記載する。事業主の記名を行う。

　⇒書類の内容確認の意味もあるので、必ず事業主の記名をし、原本を保管。

**⑥「作成者氏名」**

　賃金等の報告を作成した者の記名を行う。

　⇒事務組合担当者が作成した場合はその担当者の記名となる。

**⑦「事業の概要」**

　委託事業場の事業内容を具体的に記載する。

**⑧「業種」**

　「⑦事業の概要」に基づき、「労災保険率適用事業細目表」の業種番号を記載する。

　⇒事業の概要が前年度と同じ内容であれば、同じ業種番号となる。しかし事業の概要

　が異なっている場合は、別途｢事業の種類変更手続」も必要(料率が変わる場合もある)。

**⑨「特掲事業」（農林水産業、清酒製造の事業、建設事業）**

　特掲事業に該当する場合は「イ」に、該当しない場合は「ロ」を○で囲む。

　⇒建設事業であっても、現場作業を伴わない場合（事務員のみの場合等）は「ロ」に

　　該当となる。

**⑩「令和４年度概算の延納」(分割納付)**

　概算保険料を全額一括で納めるか、3分割で納めるか選択する。

**⑪「令和３年度確定賃金総額」**

　前年度に使用した労災保険対象労働者数(各月の末日又は締切日がある場合は各月の末日直前の締切日)、雇用保険対象被保険者数、及び賃金の総額を区分ごとに記載する。

**（１）「常用労働者」**

　原則、雇用保険被保険者となる一般労働者。

**（２）「役員で労働者扱いの者」**

　役員である者のうち、労働者性が認められる者（ハンドブックＰ202参照、労働者としての賃金のみ計上）。

**（３）「臨時労働者」**

　原則、雇用保険被保険者とならない短時間、短期間労働者（1週間の所定労働時間が20時間未満であること。31日以上の継続した雇用が見込まれないこと）。

**（1ヶ月平均使用労働者数）**

　（４）合計欄の各月の労働者数を合計した数字を12で割った数（小数点以下切捨て、1未満となる場合は1人と記載）。

**（５）「被保険者」**

　雇用保険被保険者である一般労働者。

**（６）「役員で被保険者扱いの者」**

　ハンドブックＰ202参照。

**⑫「令和３年度確定」**

　第1種特別加入(中小事業主等)の承認を受けた者がいる場合、承認を受けている給付基礎日額と保険料算定基礎額を記載する。なお、横の欄に「特別加入者氏名」を記載。

**⑬「令和４年度概算」**

　第1種特別加入(中小事業主等)の承認を受けた者がいる場合、承認を受けている給付基礎日額(令和４年度から変更する場合は変更後の額)と保険料算定基礎額を記載。

**⑭「令和４年度賃金総額の見込額」**

　令和４年度の賃金総額の見込額を記載するが、前年度の賃金総額の半分以上、又は2倍以下の場合には、「ホ　合計」欄のⓙ労災保険分は前年度と同額と記載し、ⓚ雇用保険（上半期）分とⓛ雇用保険（下半期）分はそれぞれ前年度の2分の１の額と記載する。

【１０】雇用保険料率について

雇用保険料率表

【１１】保険料免除対象高年齢労働者について

　保険年度の初日（4月1日）において、満64歳以上の一般被保険者（短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者及び任意加入による高年齢継続被保険者（※）は除く。）の雇用保険料は、平成31年度（令和元年度）までは免除となっておりましたが、**令和2年度より保険料免除は廃止となりました。**

※雇用保険料免除は平成31年度（令和元年度）まで

【１２】労働保険料算定方法の原則

・一般労災、特別加入、雇用保険（令和3年度確定保険料）の場合

1. 1年間の**総賃金額の千円未満切捨ての額**に料率をかける
2. 一般労災、特別加入、雇用保険を分けて計算
3. ただし、一般労災と雇用保険の総賃金が同額の場合は、労災と雇用の料率を合計した数字を使ってまとめて計算
4. 小数点以下は**切り捨て**

・雇用保険（令和4年度概算保険料）の場合

※一般労災と特別加入は令和3年度確定保険料と同じ

①1年間の総賃金額の2分の１（千円未満の端数があれば切り上げ）に

上半期の雇用保険料率をかけ、1年間の総賃金額の2分の１（千円未満の端数

があれば切り捨て）に下半期の雇用保険料率をかける

　　　②上半期と下半期の雇用保険料率をかけて算出した額を合算する

　　　③小数点以下は切り捨て

【１３】申告書内訳の作成（令和4年度　労働保険年度更新申告書の書き方　P10～11）

「①労働保険番号の枝番号」

委託事業場の枝番号を記載する。

労働保険事務処理委託事業主名簿と照合してください。

「②事業場の名称」

該当する事業場の名称を記載する。

労働保険事務処理委託事業主名簿と照合してください。

「③業種」

それぞれの事業に該当する業種番号を記載する。

労働保険事務処理委託事業主名簿と照合してください。

「④常時使用労働者数　⑤被保険者数」

労災保険対象労働者数と雇用保険対象被保険者数を記載する。

「⑥保険関係区分」

労災のみの確定は労災に、雇用保険のみの確定なら雇用に、両方ある場合は両保に○をする。

「労災保険　⑦賃金総額　⑧労災保険率　⑨保険料」

一般労働者の賃金総額と特別加入者の賃金総額、業種ごとの労災保険率を記載し、それぞれを掛け合わせた結果を⑨欄に記載する。

「雇用保険　⑩賃金総額　⑪雇用保険率　⑫一般保険料」

（イ）雇用保険対象労働者の賃金総額

（ハ）（イ）の賃金総額

「⑬確定保険料」

15人以下の事業場と、16人以上の事業場に分けて、労災保険料と雇用保険料を加えた総額を記載する。

「一般拠出金　⑭賃金総額　⑮一般拠出金額」

一般労働者の賃金総額が算定対象になるので、⑦欄の（一）の賃金総額を⑭欄に記載し、0.02を乗じて算出した額を⑮欄に記載する。

「⑯申告済概算保険料」

令和３年度概算保険料として申告した額を記載する。

「令和４年度概算保険料　⑰労災保険　⑱雇用保険　⑲合計」

納入通知書からそれぞれ該当する数字を転記する。

　※⑱雇用保険率は空欄とする。

「⑳第１種特別加入者」

特別加入者の名前と給付基礎日額を賃金等の報告から転記する。給付基礎日額の変更を行なう場合、希望する日額を記載し、区分欄の変更に○をする。令和３年度中で脱退した者がいる場合、その者の適用月数を記載し、区分欄の脱退等に○をする。

小計欄の補完説明

甲A　１～４人・両保険

甲B　１～４人・片保険

乙A　５～１５人・両保険

乙B　５～１５人・片保険

【１４】端数処理について

　Ａ社、Ｂ社、Ｃ社それぞれの概算保険料が1,000円とすると、事務組合合計は3,000円となり、1期、2期、3期それぞれに事務組合が納めなければならない保険料は1,000円ずつとなる。しかし各事業場から保険料を徴収し、端数を1期に計上することにより下表のようなことが起こる。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 概算保険料 | | | |
|  | 計 | 1期分 | 2期分 | 3期分 |
| Ａ社 | 1,000円 | 334円 | 333円 | 333円 |
| Ｂ社 | 1,000円 | 334円 | 333円 | 333円 |
| Ｃ社 | 1,000円 | 334円 | 333円 | 333円 |
| 合計  （事務組合が納める金額） | 3,000円  （3,000円） | 1,002円  （1,000円） | 999円  （1,000円） | 999円  （1,000円） |

　この例では、1期時点で2円多く徴収していることになる（1期保険料を納付すると2円残る）。また、2期、3期においては各事業場からの徴収額が、納付額よりそれぞれ1円足らないことになる。

　そのため、1期で多く徴収している2円を、2期分の1円、3期分の1円としてそれぞれ納付をする。

　この際、納付書の住所・氏名欄余白部分に「2期端数分」「3期端数分」と記入をする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1期分 | 2期分 | 3期分 |
| 1,002円 | 999円 | 999円 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1期分 | 2期分 | 3期分 |
| 1,000円 | 1,000円 | 1,000円 |

-2円

+1円

+1円